

令和7年度 第1回

国民健康保険運営協議会議案

日時 : 令和7年5月26日(月) 午後7時～

場所 : ソネビル6階会議室

目 次

諮 問

- 1 令和7年度国民健康保険料率について……………P1
- 2 説明資料
 - (1) 令和7年度国民健康保険料率算定の考え方…………… P2
 - (2) 前年比較表……………P3～4
 - (3) モデルケース別・所得金額別保険料…………… P5
 - (4) 積算内訳
 - ①医療保険分(一般)……………P6
 - ②後期高齢者支援金分(一般)……………P7
 - ③介護納付金分(2号被保険者)…………… P8
 - (5) 標準保険料率との比較
 - ①医療保険分(一般)……………P9
 - ②後期高齢者支援金分(一般)……………P10
 - ③介護納付金分(2号被保険者)…………… P11

報 告

- 1 北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との
差異に関する影響調査について…………… P12

諮 問

1 令和7年度国民健康保険料率について

① 医療保険分

区 分	令和7年度
所得割	7.75%
被保険者 均等割	28,190円
世帯別 平等割	28,170円

② 後期高齢者支援金分

区 分	令和7年度
所得割	2.25%
被保険者 均等割	8,850円
世帯別 平等割	8,840円

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	令和7年度
所得割	1.79%
被保険者 均等割	9,500円
世帯別 平等割	7,340円

2 説明資料

(1) 令和7年度国民健康保険料率算定の考え方

①都道府県単位化に伴う算定方法の変更

○保険料水準の平準化

国保の運営に関する統一的な方針である「北海道国民健康保険運営方針」に基づき、帯広市は都道府県単位化に伴う保険料水準の統一に向け、令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、見直しを行ってきました。

なお、令和7年度は、賦課割合の改定はありません。

	令和7年度	令和6年度	増△減
所得割	49	49	改定なし
均等割	31	31	改定なし
平等割	20	20	改定なし

②保険料率算定に係るその他の制度改正

○賦課限度額

法定賦課限度額にあわせて改正

区 分	令和7年度	令和6年度	増△減
医療保険分	660,000円	650,000円	10,000円
後期高齢者支援金分	260,000円	240,000円	20,000円
介護納付金分	170,000円	170,000円	改定なし
合 計	1,090,000円	1,060,000円	30,000円

○低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額の見直し

経済動向等を踏まえた国による見直しに連動し、軽減判定基準額を引上げ

区分		基準額算定式
7割 軽減	新	変更なし
	旧	430,000円 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
5割 軽減	新	430,000円+305,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
	旧	430,000円+295,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
2割 軽減	新	430,000円+560,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)
	旧	430,000円+545,000円×被保険者数 +100,000円×(給与所得者等の数-1)

(2) 前年比較表

① 医療保険分

区 分		令和7年度	令和6年度	増△減	
所 得 割		7.75%	7.93%	△0.18ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		28,190円	27,590円	600円	
世 帯 別 平 等 割		28,170円	28,200円	△30円	
賦 課 限 度 額		660,000円	650,000円	10,000円	
1人当たり賦課額		90,922円	88,983円	1,939円	2.18%
1人当たり 調定額	限度額未満世帯	60,628円	59,106円	1,522円	2.58%
	限度額到達世帯 含む全世帯	72,343円	71,520円	823円	1.15%

② 後期高齢者支援金分

区 分		令和7年度	令和6年度	増△減	
所 得 割		2.25%	2.44%	△0.19ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		8,850円	8,930円	△80円	
世 帯 別 平 等 割		8,840円	9,130円	△290円	
賦 課 限 度 額		260,000円	240,000円	20,000円	
1人当たり賦課額		28,516円	28,795円	△279円	△0.97%
1人当たり 調定額	限度額未満世帯	19,578円	19,282円	296円	1.54%
	限度額到達世帯 含む全世帯	22,694円	23,177円	△483円	△2.08%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

区 分		令和7年度	令和6年度	増△減	
所 得 割		1.79%	1.81%	△0.02ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		9,500円	9,490円	10円	
世 帯 別 平 等 割		7,340円	7,410円	△70円	
賦 課 限 度 額		170,000円	170,000円	0円	
1人当たり賦課額		30,615円	30,587円	28円	0.09%
1人当たり 調定額	限度額未満世帯	20,002円	19,162円	840円	4.38%
	限度額到達世帯 含む全世帯	25,018円	24,870円	148円	0.60%

賦課限度額・1人当たり保険料(3区分合計)

区 分		令和7年度	令和6年度	増△減	
所 得 割		11.79%	12.18%	△0.39ポイント	
被 保 険 者 均 等 割		46,540円	46,010円	530円	
世 帯 別 平 等 割		44,350円	44,740円	△390円	
賦 課 限 度 額		1,090,000円	1,060,000円	30,000円	
1人当たり賦課額		150,053円	148,365円	1,688円	1.14%
1人当たり 調定額	限度額未済世帯	100,208円	97,550円	2,658円	2.72%
	限度額到達世帯 含む全世帯	120,055円	119,567円	488円	0.41%

<参考>

1世帯当たり賦課額	214,980円	216,872円	△1,892円	△0.87%
1世帯当たり調定額	171,847円	174,708円	△2,861円	△1.64%

○保険料前年対比負担増の主な要因

- ・北海道が示す1人当たり納付金の増(医療費の増等)

○帯広市の負担抑制策

- ・保険料抑制のための財政調整基金繰入(141,200千円)

(3)モデルケース別・所得金額別保険料

所得金額		0円	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,200万円
(参考) 収入金額	給与収入	55万円以下	105万円	155万円	226万円	297万円	430万円	555万円	678万円	789万円	895万円	995万円	1,095万円	1,395万円
	年金収入	110万円以下	160万円	210万円	260万円	310万円	434万円	555万円	678万円	789万円	895万円	995万円	1,095万円	1,395万円
単身世帯 介護なし	R6保険料	⑦ 22,100	⑤ 44,100	132,800	184,700	236,500	340,200	443,900	547,600	651,300	755,000	852,700	877,100	890,000
	R7保険料	⑦ 22,200	⑤ 44,000	131,000	180,900	231,000	331,000	431,000	531,000	631,000	731,000	831,000	870,500	920,000
	差額	100	△ 100	△ 1,800	△ 3,800	△ 5,500	△ 9,200	△ 2,700	△ 2,910	△ 16,600	△ 20,300	△ 24,000	△ 6,600	30,000
	改定率	0.45%	△ 0.23%	△ 1.36%	△ 2.06%	△ 2.33%	△ 2.70%	△ 2.91%	△ 3.03%	△ 3.12%	△ 3.18%	△ 3.24%	△ 0.75%	3.37%
単身世帯 介護あり	R6保険料	⑦ 27,100	⑤ 53,800	160,000	220,900	281,800	403,600	525,400	647,200	769,000	890,800	1,006,600	1,047,100	1,060,000
	R7保険料	⑦ 27,200	⑤ 53,600	158,000	216,800	275,900	393,800	511,700	629,600	747,500	865,400	983,300	1,040,500	1,090,000
	差額	100	△ 200	△ 2,000	△ 4,100	△ 5,900	△ 9,800	△ 13,700	△ 17,600	△ 21,500	△ 25,400	△ 23,300	△ 6,600	30,000
	改定率	0.37%	△ 0.37%	△ 1.25%	△ 1.86%	△ 2.09%	△ 2.43%	△ 2.61%	△ 2.72%	△ 2.80%	△ 2.85%	△ 2.91%	△ 0.63%	2.83%
2人世帯 介護なし	R6保険料	⑦ 33,000	⑤ 62,400	⑤ 114,200	⑤ 199,200	273,000	376,700	480,400	584,100	687,800	791,500	861,600	886,000	890,000
	R7保険料	⑦ 33,200	⑤ 62,500	⑤ 112,400	⑤ 195,800	268,000	368,000	468,000	568,000	668,000	768,000	856,800	879,300	920,000
	差額	200	100	△ 1,800	△ 3,400	△ 5,000	△ 8,700	△ 12,400	△ 16,100	△ 19,800	△ 23,500	△ 4,800	△ 6,700	30,000
	改定率	0.61%	0.16%	△ 1.58%	△ 1.71%	△ 1.83%	△ 2.31%	△ 2.58%	△ 2.76%	△ 2.88%	△ 2.97%	△ 0.56%	△ 0.76%	3.37%
2人世帯 介護2人	R6保険料	⑦ 40,900	⑤ 76,800	⑤ 137,700	⑤ 239,600	327,800	449,600	571,400	693,200	815,000	936,800	1,025,000	1,056,000	1,060,000
	R7保険料	⑦ 41,100	⑤ 76,900	⑤ 135,700	⑤ 236,000	322,400	440,300	558,200	676,100	794,000	911,900	1,018,600	1,049,300	1,090,000
	差額	200	100	△ 2,000	△ 3,600	△ 5,400	△ 9,300	△ 13,200	△ 17,100	△ 21,000	△ 24,900	△ 6,400	△ 6,700	30,000
	改定率	0.49%	0.13%	△ 1.45%	△ 1.50%	△ 1.65%	△ 2.07%	△ 2.31%	△ 2.47%	△ 2.58%	△ 2.66%	△ 0.62%	△ 0.63%	2.83%
3人世帯 介護2人	R6保険料	⑦ 51,800	⑤ 95,000	⑤ 155,900	⑤ 268,800	⑤ 329,700	486,200	608,000	729,800	851,600	973,400	1,034,000	1,060,000	1,060,000
	R7保険料	⑦ 52,300	⑤ 95,300	⑤ 154,300	⑤ 265,600	⑤ 324,500	477,400	595,300	713,200	831,100	949,000	1,027,500	1,058,200	1,090,000
	差額	500	300	△ 1,600	△ 3,200	△ 5,200	△ 8,800	△ 12,700	△ 16,600	△ 20,500	△ 24,400	△ 6,500	△ 1,800	30,000
	改定率	0.97%	0.32%	△ 1.03%	△ 1.19%	△ 1.58%	△ 1.81%	△ 2.09%	△ 2.27%	△ 2.41%	△ 2.51%	△ 0.63%	△ 0.17%	2.83%
4人世帯 介護2人	R6保険料	⑦ 62,800	⑤ 113,300	⑤ 174,200	⑤ 235,100	⑤ 358,900	522,700	644,500	766,300	888,100	1,000,400	1,042,900	1,060,000	1,060,000
	R7保険料	⑦ 63,300	⑤ 113,800	⑤ 172,800	⑤ 231,700	⑤ 354,200	514,400	632,300	750,200	868,100	986,000	1,036,300	1,067,000	1,090,000
	差額	500	500	△ 1,400	△ 3,400	△ 4,700	△ 8,300	△ 12,200	△ 16,100	△ 20,000	△ 24,400	△ 6,600	7,000	30,000
	改定率	0.80%	0.44%	△ 0.80%	△ 1.45%	△ 1.31%	△ 1.59%	△ 1.89%	△ 2.10%	△ 2.25%	△ 2.44%	△ 0.63%	0.66%	2.83%
4人世帯 介護2人 未就学児2人	R6保険料	⑦ 51,800	⑤ 95,000	⑤ 155,900	⑤ 216,800	⑤ 329,700	486,200	608,000	729,800	851,600	973,400	1,034,000	1,060,000	1,060,000
	R7保険料	⑦ 52,300	⑤ 95,300	⑤ 154,300	⑤ 213,200	⑤ 324,500	477,400	595,300	713,200	831,100	949,000	1,027,500	1,058,200	1,090,000
	差額	500	300	△ 1,600	△ 3,600	△ 5,200	△ 8,800	△ 12,700	△ 16,600	△ 20,500	△ 24,400	△ 6,500	△ 1,800	30,000
	改定率	0.97%	0.32%	△ 1.03%	△ 1.66%	△ 1.58%	△ 1.81%	△ 2.09%	△ 2.27%	△ 2.41%	△ 2.51%	△ 0.63%	△ 0.17%	2.83%

※表内に丸数字があるものは法定軽減に該当するケースであり、数字は軽減の割合であるもの (⑦)⇒7割軽減、⑤⇒5割軽減、②⇒2割軽減

※収入金額は、収入がある者が世帯で1人であると仮定した場合の、所得額に対応する収入額であるもの (年金収入は65歳以上の被保険者として試算)

(4) 積算内訳

① 医療保険分

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	18,953	1,284	188	18,264
被保険者数	28,292			28,292

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	20,254,302 千円
限度超過所得	3,973,131 千円
賦課標準所得	16,281,171 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位：千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥
				①+②-③		
金額	3,323,133	201,984	1,087,539	2,437,578	1,898,087	539,491

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧	賦課総額 ⑨	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
93.37%	2,032,866	2,572,357	90,922円	135,723円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位：千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	49/100	31/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	1,260,455	797,431	514,471	2,572,357
保険料率 c	7.75%	28,190円	28,170円	-

(v) 1人当たり保険料

		令和7年度	令和6年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	90,922円	88,983円	1,939円	2.18%
調定額	賦課限度額 未済世帯	60,628円	59,106円	1,522円	2.58%
	限度額超過 世帯含む	72,343円	71,520円	823円	1.15%

② 後期高齢者支援金分

(i) 被保険者の状況

区 分	総数	特定世帯		算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世 帯 数	18,953	1,284	188	18,264
被保険者数	28,292			28,292

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基準総所得	20,255,181 千円
限度超過所得	2,677,166 千円
賦課標準所得	17,578,015 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位：千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④ ①+②-③	基礎賦課総額	
					保険料分⑤	法定軽減・ 減免分⑥
金 額	913,124	2,548	151,194	764,478	595,780	168,698

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧ ⑤÷⑦	賦課総額 ⑨ ⑥+⑧	1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
93.37%	638,085	806,783	28,516円	42,568円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位：千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合 a	49/100	31/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 b=⑨×a	395,324	250,103	161,356	806,783
保険料率 c	2.25%	8,850円	8,840円	-

(v) 1人当たり保険料

		令和7年度	令和6年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	28,516円	28,795円	△279円	△0.97%
	賦課限度額 未満世帯	19,578円	19,282円	296円	1.54%
調定額	限度額超過 世帯含む	22,694円	23,177円	△483円	△2.08%

③ 介護納付金分(2号被保険者)

(i) 被保険者の状況

区 分	総数			算定上の数値
		特定世帯	特定継続世帯	
世帯数	7,993			7,993
被保険者数	9,579			9,579

(ii) 被保険者の所得状況

区 分	所得額
基準総所得	9,987,158 千円
限度超過所得	1,924,914 千円
賦課標準所得	8,062,244 千円

(iii) 基礎賦課総額の算定

(単位：千円)

区分	納付金 ①	個別歳出 ②	個別歳入 ③	保険料収納 必要額④	保険料分⑤	法定軽減 ・減免分⑥
				①+②-③		
金額	325,350	1,027	53,177	273,200	217,326	55,874

予定収納率 ⑦	保険料 調定額⑧	賦課総額 ⑨
91.55%	237,385	293,259

1人当たり 賦課額	1世帯当たり 賦課額
30,615円	36,689円

(iv) 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位：千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦課割合	a	49/100	31/100	20/100
基礎賦課総額	b=⑨×a	143,697	90,910	58,652
保険料率	c	1.79%	9,500円	7,340円

(v) 1人当たり保険料

		令和7年度	令和6年度	増△減	増減率
賦課額	限度額超過 世帯含む	30,615円	30,587円	28円	0.09%
	賦課限度額 未済世帯	20,002円	19,162円	840円	4.38%
調定額	限度額超過 世帯含む	25,018円	24,870円	148円	0.60%

(5) 標準保険料率との比較

① 医療保険分

<p>保健事業費 保険料還付金など</p> <p>収入必要額 + 軽減・減免額 = 2,437,578千円</p> <p>収入必要額 ÷ 収納率 = 2,032,866千円 (調定額)</p>		<p>所得割 49%</p> <p>均等割 31%</p> <p>平等割 20%</p>		<p>賦課標準所得 16,281,171千円</p> <p>被保険者数 28,292人</p> <p>世帯数 18,953世帯</p> <p>※平等割は、特定世帯は1/2、特定継続世帯は3/4と推定して算定</p>	
<p>納付金</p> <p>3,323,133千円</p>	<p>個別歳出等 201,984千円</p> <p>個別歳入等 1,087,539千円</p>	<p>保険料 収入必要額 1,898,087千円</p> <p>保険料法定軽減額・減免額 539,491千円</p>	<p>賦課総額 2,572,357千円</p> <p>1人当たり 90,922円</p>	<p>所得割 1,260,455千円</p> <p>均等割 797,431千円</p> <p>平等割 514,471千円</p>	<p>所得割 7.75%</p> <p>均等割 28,190円</p> <p>平等割 28,170円</p>
<p>令和7年度保険料率</p>		<p>補助金、一般会計繰入金 過年度保険料、基金など</p>		<p>算定上の世帯数 18,264世帯</p>	
<p>道からの通知額</p>	<p>標準保険料率で見 込まれていない経 費や算定可能な補 助金等を算入</p>	<p>令和6年度の 決算見込等 を踏まえて設 定</p>	<p>法定軽減・減免分を 除いた額に収納率を 乗じて算定すること で、賦課総額を精緻 化</p>	<p>帯広市の所得水準(全道平均 レベル)や被保険者数・世帯数 に基づき算定された賦課割合</p>	<p>【所得】 令和7年4月1日現在の被保険者の所 得を基準に、年間所得の増減を勘案し た推計値 【被保険者数・世帯数】 標準保険料率算定時に道から示された 推計値</p>
<p>納付金</p> <p>道からの通知額</p> <p>3,323,133千円</p>	<p>個別の歳入・歳出</p> <p>国の基準等により 算定することとされ た経費や補助金・繰 入金等のみを算入</p>	<p>令和3～令 和5年度の実 績値の3力年 平均収納率</p>	<p>本来収納率の影響が ない法定軽減分を含 め収納率で割り返し ているため、金額が 膨らんでいる</p>	<p>帯広市の所得水準(全道平均 レベル)や被保険者数・世帯数 に基づき算定された賦課割合</p>	<p>【所得】 令和6年度保険料当初賦課時点の所得 に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】 令和6年8月までの被保険者数・世帯数 を基準とした推計値</p>
<p>納付金</p> <p>3,323,133千円</p>	<p>個別歳出等 173,869千円</p> <p>個別歳入等 932,707千円</p>	<p>保険料 収入必要額 2,564,295千円</p>	<p>賦課総額 2,766,827千円</p> <p>保険料軽減額 560,428千円</p>	<p>所得割 49%</p> <p>均等割 31%</p> <p>平等割 20%</p>	<p>賦課標準所得 15,124,762千円</p> <p>被保険者数 28,292人</p> <p>世帯数 18,953世帯</p>
<p>標準保険料率</p>				<p>算定基礎数値</p>	

※特定世帯・特定継続世帯：世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年～8年目までが特定継続世帯

② 後期高齢者支援金分

収納必要額 + 軽減・減免額
= 764,478千円

収納必要額 ÷ 収納率
= 638,085千円 (調定額)

納付金 913,124千円	+	個別歳出等 2,548千円	-	個別歳入等 151,194千円	=	保険料 収納必要額 595,780千円	+	保険料法定軽減額・減免額 168,698千円	=	賦課総額 806,783千円	×	49%	×	所得割 395,324千円	=	賦課標準所得 17,578,015千円	÷	被保険者数 28,292人	=	所得割 2.25%
		個別歳入等 151,194千円				予定 収納率 93.37%				1人当たり 28,516円	×	31%	×	均等割 250,103千円	=	均等割 8,850円			=	均等割 8,850円
						賦課総額・減免額・減免額					×	20%	×	平等割 161,356千円	=	平等割 8,840円			=	平等割 8,840円
道からの通知額		歳出に過年度還付金を計上		歳入に過年度保険料と保険者支援助成金の繰入金		令和6年度の決算見込等を踏まえて設定		法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定すること		賦課総額を精緻化		医療保険分において算定された賦課割合								
納付金		個別の歳入・歳出		収納必要額		予定収納率		賦課総額		賦課割合		算定基礎数値								
道からの通知額		歳入に過年度保険料と保険者支援助成金の繰入金		納付金に個別の歳入・歳入を加減算して算定		令和3～令和5年度の実績値の3力年平均収納率		本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返し、金額が膨らんでいる		帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき算定された賦課割合		令和6年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値								
納付金		個別歳出等 0千円	-	個別歳入等 117,424千円	=	保険料 収納必要額 795,700千円	÷	賦課総額 859,287千円	×	49%	×	所得割 421,865千円	=	賦課標準所得 15,942,683千円	÷	被保険者数 28,292人	=	所得割 2.65%		
						予定 収納率 92.60%		保険料軽減額 174,121千円	×	31%	×	均等割 262,726千円	=	均等割 9,286円			=	均等割 9,286円		
						92.60%			×	20%	×	平等割 174,696千円	=	平等割 9,217円			=	平等割 9,217円		

算定上の世帯数
18,264世帯

【所得】
令和7年4月1日現在の被保険者の所得を基準に、年間所得の増減を勘案した推計値
【被保険者数・世帯数】
標準保険料率算定時に道から示された推計値

【所得】
令和6年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値
【被保険者数・世帯数】
令和6年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値

※特定世帯・特定継続世帯：世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯で、国保加入者が1人となった世帯。移行後5年目までが特定世帯、6年～8年目までが特定継続世帯

③ 介護納付金分(2号被保険者)

収入必要額 + 軽減・減免額
= 273,200千円

収入必要額 ÷ 収納率
= 237,385千円 (調定額)

令和7年度保険料率	<p>納付金 325,350千円</p> <p>+ 個別歳出等 1,027千円</p> <p>- 個別歳入等 53,177千円</p> <p>= 273,200千円</p>	<p>保険料 収入必要額 217,326千円</p> <p>+ 保険料法定軽減額・減免額 55,874千円</p> <p>= 273,200千円</p>	<p>予定 収納率 91.55%</p> <p>収入必要額 ÷ 予定 収納率 = 237,385千円</p>	<p>賦課総額 293,259千円</p> <p>1人当たり 30,615円</p>	<p>所得割 49%</p> <p>均等割 31%</p> <p>平等割 20%</p>	<p>賦課標準所得 8,062,244千円</p> <p>被保険者数 9,579人</p> <p>世帯数 7,993世帯</p>	<p>所得割 1.79%</p> <p>均等割 9,500円</p> <p>平等割 7,340円</p>
道からの通知額	<p>歳出に過年度還付金を計上</p> <p>歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p>	<p>賦課総額を精緻化するため、法定軽減・減免額を区分して算定</p>	<p>令和6年度の決算見込等を踏まえて設定</p>	<p>法定軽減・減免分を除いた額に収納率を乗じて算定すること で、賦課総額を精緻化</p>	<p>医療保険分において算定された賦課割合</p>	<p>【所得】令和7年4月1日現在の被保険者の所得を基準に、年間所得の増減を勘案した推計値 【被保険者数・世帯数】標準保険料率算定時に道から示された推計値</p>	
標準保険料率	<p>納付金 325,350千円</p> <p>+ 個別歳出等 0千円</p> <p>- 個別歳入等 41,920千円</p> <p>= 283,430千円</p>	<p>保険料 収入必要額 283,430千円</p>	<p>予定 収納率 90.50%</p> <p>収入必要額 ÷ 予定 収納率 = 313,182千円</p>	<p>賦課総額 313,182千円</p> <p>保険料軽減額 54,022千円</p>	<p>所得割 53%</p> <p>均等割 29%</p> <p>平等割 19%</p>	<p>賦課標準所得 8,093,211千円</p> <p>被保険者数 9,579人</p> <p>世帯数 7,993世帯</p>	<p>所得割 2.04%</p> <p>均等割 9,329円</p> <p>平等割 7,318円</p>
道からの通知額	<p>歳出に退職被保険者の保険料軽減分を計上(実際に歳出はないが適切な料率算定のため加算)</p> <p>歳入に過年度保険料と保険者支援制度分の繰入金を計上</p>	<p>納付金に個別の歳出・歳入を加減算して算定</p>	<p>令和3~令和5年度の実績値の3力年平均収納率</p>	<p>本来収納率の影響がない法定軽減分を含め収納率で割り返しているため、金額が膨らんでいる</p>	<p>帯広市の所得水準(全道平均レベル)や被保険者数・世帯数に基づき算定された賦課割合</p>	<p>【所得】令和6年度保険料当初賦課時点の所得に基づく推計値 【被保険者数・世帯数】令和6年8月までの被保険者数・世帯数を基準とした推計値</p>	
納付金	納付金	収入必要額	予定収納率	賦課総額	賦課割合	算定基礎数値	

報告

1 北海道国民健康保険料減免標準例と帯広市減免基準との差異に関する影響調査について

国民健康保険料の減免基準については、現状、市町村によって異なっていることから、令和6年3月に北海道において、全道で基準の標準化を図るため「北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例」が策定されました。標準例と帯広市の減免基準との差異による影響調査を実施した結果、独自減免以外については、標準例を適用することで、減免対象や割合が拡大されることとなり、減免件数及び減免額のいずれも、現状より増加する見込みとなりました。

一方で、道の標準例に該当が無い市の独自減免のうち、特に恒常的な低所得世帯への減免については、例年、一定程度の申請があることから、今後の取扱いについて、標準化に向けたスケジュールとあわせて検討を進めてまいります。

(1) 帯広市の減免基準との差異によるの影響について

	帯広市基準	標準例	移行後の比較分析	影響
(ア)災害	<ul style="list-style-type: none"> 災害により資産に重大な損害 所得割の1/8～3/4を減免 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により所有兼居住する住宅に損害 所得割、均等割、平等割の1/8～全額を減免 	<ul style="list-style-type: none"> 損害の対象が所有兼居住に限定 減免対象が所得割のみから全区分へ拡大 減免割合範囲が拡大 	<ul style="list-style-type: none"> いずれも減免対象や減免割合の拡大、要件緩和等により、標準例に移行することで減免件数、金額ともに拡大となる見込み。 ※(エ)旧被扶養者については減免要件が同一のため影響なし。
(イ)事業 休廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 前年所得400万円未満 所得の減少割合が3割以上 所得の減少割合に応じて段階的に減免 	<ul style="list-style-type: none"> 前年所得600万円以下 所得の減少割合が2割以上 所得の減少割合に応じて段階的に減免 	<ul style="list-style-type: none"> 前年所得の要件が緩和 所得の減少割合の要件が緩和 	
(ウ)法第59条 (収容等)	<ul style="list-style-type: none"> 単身世帯かつ市外収容者の場合、過年度分も減免 	<ul style="list-style-type: none"> 収容期間内であれば単身、市外等を問わず過年度分も減免 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度分の減免対象が拡大 	
(エ)旧被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> 国基準に基づき減免(H30.12.15付厚労省通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 変更点なし 	
(オ)生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護開始月の前月までを減免(過年度分は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護開始月の前月までを減免(過年度分も対象) 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度分の減免対象が拡大 	
独自減免	多額医療	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 道の標準例に無い独自の減免項目であり、今後の取扱いについて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請実績はほとんど無く、影響は小さいものとする(状況により標準例(イ)が適用となる可能性あり)。
	低所得世帯	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 道の標準例に無い独自の減免項目であり、今後の取扱いについて検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 例年、一定程度の申請があるため、今後の取扱いについて検討が必要である。

(2) 独自減免の今後の方向性について

北海道が示すスケジュールにおいては、令和12年度までに減免基準の全道統一化を目指すこととされておりますが、その前段で、令和9年度を目途に、保険料減免に必要な財源措置に関する標準化が先行して実施される予定です。そのため、令和9年度以降の独自減免に係る市の取扱いについて、他市の事例や道の動向を注視しながら、予算編成と連動して検討を進めてまいります。